

会津坂下町原材料米価格高騰負担緩和対策支援金事業

町の特産品である発酵食品の品質、生産量及びブランド力の維持を目的とし、原材料米の急激な価格高騰の影響を受けている清酒製造事業者及びみそ及び麴製造事業者に対し、価格上昇分の一部を支援します。

交付要件	○町内に事業所がある「清酒製造事業者」「みそ及び麴製造事業者」であること。 ○令和7年産の原材料米を購入していること。 ○福島県暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと。	
交付金額	原材料米の価格上昇分に対し2/3を乗じた金額 ※ただし、「福島県清酒原料米高騰対策補助金」の交付を受けている場合は、当該補助金額を除いた金額とする。	
申請期限	令和8年2月2日（月）必着	
申請方法	下記の必要書類を役場商工観光班へ申請書を提出（郵送、Eメール可） ※各種様式は下記窓口及び町ホームページより取得してください。	
必要書類	交付申請書	第1号様式
	当該事業に係る監督機関の許可証等の写し	・酒税法に規定する酒類製造免許証の写し ・食品衛生法施行令に規定する「みそ又はしょうゆ製造業」営業許可証写し
	福島県清酒原料米高騰対策事業補助金交付決定書の写し	※当該補助金の交付を受けている場合のみ
	原材料米の購入金額、購入量が確認できる書類	支払明細、請求書、納品書の写し等
	通帳の写し	金融機関名、口座名義、口座番号が分かるページの写し
	請求書	町指定様式

問い合わせ先:会津坂下町役場 産業課商工観光班(電話 0242-83-5711)

Eメール:nigiwai@town.aizubange.fukushima.jp

住所:969-6543 会津坂下町字市二中番甲 3650 番地 会津坂下町役場東分庁舎